

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会  
(化管法見直し合同会合)取りまとめ(案)へのパブリックコメントに対する考え方

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答	
1	2	(4)	4	29	「ここ数年の排出量は横ばい傾向」となっている」どの指摘があるが、事業者は、例えば、より環境リスクの低い代替化学物質への転換等の努力を行っている。 事業者による自主管理の評価にあたっては、排出量の多寡のみならず、環境リスクの観点も踏まえた、科学的、定量的な解析が必要である。	御指摘の点については、p14に中長期的課題として記載しています。自主管理の評価にあたっては、関係者の協力を得ながら解析を進めることが適当と考えています。	
2	3	(1)	4	34	排出・移動量ベースの見直しにより届出義務の無くなる物質も相当数あるかと推定され、ありがたい見直しと考える。 ただ、追加指定化学物質の候補として、化審法が記載されているが、本対象を「一般化学物質」にまで広げるとすると、事業者の負担が大幅に増加する事になりかねないと危惧している。各法制度で規制物質として対象となる範囲の明確化をお願いしたい。その上で、指定化学物質の選定においては、現行と比してそれ程増加せずに実行可能な化学物質数としていただけるとありがたい。また、「内分泌かく乱作用を有することが推察される物質が「規制物質等」については、具体的にどのような判断基準で選定されるかが全く不明確である。特に、本物質群からの選定に当たっては、対象物質を増加させる事の無きようお願いしたい。 さらに、「化審法用途のある物質」からの「すそ切り値(一定値の全国の「環境排出量」)」は設定されていないが、事業者で対応可能な数となるよう設定していただきたい。ただ、今後達成状況を見ながら、その見直し時に段階的に数を多くして行く事はあり得るかと思う。 そして、「化審法用途のある物質」に対する『排出係数』については現状の排出に沿ったものとなるよう、また、事業者で対応可能な物質数となるよう、場合によっては化管法独自の「排出係数」を設定するなど今後慎重に検討をお願いしたい。	前回の物質選定では、化管法対象物質の候補となりうる化学物質として、「現行化管法対象物質」と、国内外の化学物質に関する関連法令や調査結果に基づき、化管法対象物質として追加される可能性がある候補物質として「各種法令規制物質等」を整理し、母集団を作成しており、今回もこれを前提としつつ、必要な精査が行われるものと考えています。	
3	3	(1)	4	34	指定化学物質の見直しについて、過度に安全サイドに立った評価を行うことで、事業者に無用な負担を課し、ひいては、日本国の経済停滞を生じさせるような見直しにはならないよう、経済産業省は、厚生労働省はじめ各省とよく連携し検討してほしい。	指定化学物質の具体的な選定は、厚生労働省・経済産業省・環境省で行う3省の合同審議会で審議することとされており、化管法の趣旨を踏まえつつ、指定化学物質とすることが適切なものが指定されるよう、関係省庁でよく連携し検討されるものと考えています。	
4	3	(1)	①	5	3	香料は、微量でもヒトが検知し、体調を崩す原因となる化学物質のひとつであるが、生産量が少ないということで、有害物とはみなされず、化管法の対象になっていない。 しかし、洗濯用柔軟剤や消臭剤として、生活環境で使用されるようになった近年、香害として問題視されるようになってきている。香料は、医薬品・パーソナルケア製品(いわゆるPPCPs)であり、化管法指定物質とし、出荷量を明らかにした上、使用規制につなげるべきである。 [理由]1、全国の自治体の中には、香害被害者の主張を受け入れ、施設内での香料使用に対する注意喚起をもとめるところもある。 2、日本消費者連盟発行ブックレット:香害110番～香りの洪水が体を蝕む	化管法の物質選定に係る有害性の判断項目としては、評価方法が確立して、一定のデータ蓄積のある項目としており、具体的には発がん性、変異原性、経口慢性毒性、吸入慢性毒性、作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性、生殖発生毒性、感作性、生態毒性、オゾン層破壊物質を対象項目としています。有害性の項目については、基本的には、この考え方に基づき設定の上、具体的な物質選定が行われるものと考えています。

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答	
5	3	(1)	①	5	3	<p>プラスチック製品が廃棄され、自然界で分解・破壊されると、生成した水に溶けにくい高分子物質そのものが、マイクロプラスチックとして、一般環境を汚染することになり、安易な廃棄をやめることば求められているが、これは、あくまで、二次的なマイクロ粒子をターゲットとしている。</p> <p>一方、さまざまな製品に、目に見えない形の、ビーズ状マイクロプラスチックや他の化学物質をいれたマイクロカプセルが配合されているが、この製品が環境中に放出された場合、一次マイクロプラスチックとして、環境汚染につながることは明白である。</p> <p>一次マイクロプラスチックは、被覆又はマイクロカプセル化肥料、マイクロカプセル化農薬、マイクロカプセル化シロアリ防除・木材防腐剤だけでなく、化粧品ほかのPPCs中のマイクロビーズや柔軟剤など家庭用品にもマイクロカプセル化香料として配合されている。</p> <p>また、合成高分子製繊維から綿ぼりなどとして、放出されるマイクロ繊維もマイクロプラスチックと同様と考え、生活環境や一般環境中の一次及び二次マイクロプラスチック粒子は無数に存在することになる。にも拘わらず、それらを吸入した場合、ヒトや環境生物の体内でどのような作用するか未知なまま、使い続けられている。</p> <p>マイクロプラスチックは、素材となる高分子物質自体、その原料である未反応のモノマーや製造段階の触媒や界面活性剤、酸化防止剤その他の添加物、高分子の分解物、高分子に吸収・吸着した他の有害物質カプセルのばあい含有されている化学物質が、体内組織のどこに存在し、それがどのような生理作用をするかを評価する必要がある。</p> <p>化管法でも今後、検討されるべきである。</p> <p>[理由]マイクロカプセル化製品においては、中に含まれる化学物質の毒性は、一般に非マイクロカプセル化製品に比べ、急性毒性が弱いとされているが、カプセル化された医薬品が局所的あるいは長期的に生理的作用をおよぼし治療効果があるとされていることから、さまざまな化学物質を含むカプセルを暴露した場合とその単分子体を経気又は経皮的に暴露した場合とでは、人体組織内で、同等な生理作用を示すか否かは、不明である、この点を留意すべきである。</p>	<p>マイクロカプセルを含むマイクロプラスチックの健康影響については、現時点では未解明な部分が大きく、今後一層の見直しが必要と考えています。なお、指定化学物質の見直しについては、マイクロカプセルに含有されているかどうかにかかわらず、今回の取りまとめの考え方にに基づき、有害性、環境での検出状況、届出排出・移動量、製造量等に鑑みて別途検討されるものと考えています。</p>
6	3	(1)	①	5	15	<p>「化管法は法令上、「化学物質」の定義を「放射性物質を除く元素及び化合物」としており」とされているが、2012年の環境基本法の改正に伴い、放射性物質の除外規定が外され、放射性物質も化学物質として取り扱うことになったことと整合性をとり、化管法においても、放射性物質を化学物質として、PRTR制度の対象物質の候補にすべきである。</p>	<p>中央環境審議会意見具申「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」(平成24年11月30日)において、化管法については法の趣旨や既に炉規法等で放射性物質に係る基準等による規制がなされていることを踏まえ、適用除外規定を削除せず、他法律との関係の整理等を踏まえ判断を行うこととされています。今回の検討においては、化管法の対象とすべき範囲を変更すべきという議論はなく、前回物質見直しと同様に化管法対象物質の候補となりうる化学物質として、「現行化管法対象物質」と、国内外の化学物質に関する関連法令や調査結果に基づき、化管法対象物質として追加される可能性がある候補物質として「各種法令規制物質等」を整理し、作成した母集団を前提としつつ、必要な精査を行うこととしています。</p>
7	3	(1)	①	5	27	<p>「事業者からの届出排出量が少ない、化管法の期待する自主管理促進としての効果が乏しいことから、対象物質から除外してもよいのでは」という意見があった。」農薬は毒性が高く、生産量も多いことから対象物質として選定されており、開放系で使用されることから届出外排出量の多い物質である。製造過程で環境中に排出しないこと自体、事業者による自主管理が徹底されていることの証明であり、効果が乏しいという評価につながらないと考えられる。「農薬の扱いについては引き続き検討が必要と考えられる。」という必要はなく、PRTR制度が続く限り、対象物質として選定されるべきである。</p> <p>また、ネオニコチノイド系農薬のように、平成20年の見直し作業以降に製造、使用量が増加し、ミツバチや人体への悪影響が指摘されているものもあり、速やかに対象物質に追加し、環境への排出実態を公表すべきである。そのため、対象物質の見直し期間をたとえば、5年または7年ごとに行うというように、固定化すべきである。</p>	<p>農薬の取扱いに係る御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。</p> <p>指定化学物質の具体的な選定は、厚生労働省・経済産業省・環境省で行う3省の合同審議会にて審議することとされており、化管法の趣旨を踏まえつつ、指定化学物質とすることが適切なものが指定されるよう、関係省庁でよく連携し検討すべきと考えています。</p> <p>物質の見直しのタイミングにつきましては、法令見直し期間として定められている5年を基本とし、化学物質の製造・使用の動向に留意しつつ、事業者の負担や実行可能性を考慮し行うことが必要と考えています。</p>

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答																											
8	3	(1)	①	5	27	グリホサート系除草剤については、早急に化管法指定物質として、排出量を把握するとともに、生産・使用量の削減につなげるべきである。 [理由]1、農薬登録のある製剤の出荷量は農薬要覧の統計判明するが、非植栽用として出荷されているものは不明である。 2、グリホサートは、IRACが2015年3月、発がん性を2A(ヒトに対して恐らく発がん性がある)にランク付けした。 3、フランスなどでは、使用規制がすすんでいる。 4、非植栽系除草剤については、農薬取締法の「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」登録農薬を対象とした農水省・環境省両局長通知「住宅地等における農薬使用について」を適用すべきなのに、現状では、化審法と毒劇法以外、法規制がない。	指定化学物質の具体的な選定に当たっては、今回の取りまとめの考え方に基づき、有害性、環境での検出状況、届出排出・移動量、製造量等に鑑みて別途検討されるものと考えています。																										
9	3	(1)	①	5	27	ネオニコチノイド系、ピレスロイド系、フェニルピラゾール系殺虫剤については、早急に化管法指定物質として、排出量を把握するとともに、生産・使用量の削減につなげるべきである。 [理由]1、水域の生物、陸域の生物、家畜であるミツバチ、ポリネーターへの影響が大きく、ヒトの尿などに検出されているが、ほとんど指定物質となっていない。 2、ネオニコチノイド系殺虫剤は、欧米他で、ミツバチやポリネーターの減少につながる農薬として、イミダクロプリド、クロチアニジン、チアメトキサム、フィプロニル使用規制が実施されている。これらのほか、アセタミプリド、チアクロプリド、ニテンピラムらが、日本の河川水中や、ヒトの尿中に検出されている。 3、ピレスロイド系、その他については、身の回りで下記の成分が使用されているが、*は化管法の対象外となっている。 <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">アミドフルメト*</td> <td>家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>イミプロトリン*</td> <td>ピレスロイド系家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>オクタクロジプロピルエーテル(S-421)*</td> <td>家庭用殺虫剤、シロアリ防除剤、 ピレスロイド系殺虫剤の共力剤としての用途 母乳汚染がみられる</td> </tr> <tr> <td>シフェントリン*</td> <td>家庭用殺虫剤、シロアリ防除剤</td> </tr> <tr> <td>ディート(ジエチルトルアミド)*</td> <td>虫よけ剤、山ビル</td> </tr> <tr> <td>ヒドラメチルノン*</td> <td>家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>フェントリン*</td> <td>ピレスロイド系家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>フタルスリン*</td> <td>ピレスロイド系家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>フラメトリン*</td> <td>ピレスロイド系家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>プラレトリン*</td> <td>ピレスロイド系家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>フルトリン*、メタフルトリン*、トランスフルトリン*、プロフルトリン*</td> <td>ピレスロイド系家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>メキサジアゾン*</td> <td>家庭用殺虫剤</td> </tr> <tr> <td>メブレン*</td> <td>ハエ・カ殺虫剤や動物用医薬品としての用途あり カエルの過剰肢の原因のひとつである。</td> </tr> </table>	アミドフルメト*	家庭用殺虫剤	イミプロトリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤	オクタクロジプロピルエーテル(S-421)*	家庭用殺虫剤、シロアリ防除剤、 ピレスロイド系殺虫剤の共力剤としての用途 母乳汚染がみられる	シフェントリン*	家庭用殺虫剤、シロアリ防除剤	ディート(ジエチルトルアミド)*	虫よけ剤、山ビル	ヒドラメチルノン*	家庭用殺虫剤	フェントリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤	フタルスリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤	フラメトリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤	プラレトリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤	フルトリン*、メタフルトリン*、トランスフルトリン*、プロフルトリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤	メキサジアゾン*	家庭用殺虫剤	メブレン*	ハエ・カ殺虫剤や動物用医薬品としての用途あり カエルの過剰肢の原因のひとつである。	指定化学物質の具体的な選定に当たっては、今回の取りまとめの考え方に基づき、有害性、環境での検出状況、届出排出・移動量、製造量等に鑑みて別途検討されるものと考えています。
アミドフルメト*	家庭用殺虫剤																																
イミプロトリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤																																
オクタクロジプロピルエーテル(S-421)*	家庭用殺虫剤、シロアリ防除剤、 ピレスロイド系殺虫剤の共力剤としての用途 母乳汚染がみられる																																
シフェントリン*	家庭用殺虫剤、シロアリ防除剤																																
ディート(ジエチルトルアミド)*	虫よけ剤、山ビル																																
ヒドラメチルノン*	家庭用殺虫剤																																
フェントリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤																																
フタルスリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤																																
フラメトリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤																																
プラレトリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤																																
フルトリン*、メタフルトリン*、トランスフルトリン*、プロフルトリン*	ピレスロイド系家庭用殺虫剤																																
メキサジアゾン*	家庭用殺虫剤																																
メブレン*	ハエ・カ殺虫剤や動物用医薬品としての用途あり カエルの過剰肢の原因のひとつである。																																

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答																																																																		
10	3	(1)	①	5	27	<p>同じ成分又は同じ系列の成分が農薬以外の用途に使用されている場合だけでなく、使用用途が農薬のみの化学物質についても化管法指定物質とすべきである。とくに、現在、一般環境中に検出されている農薬成分を優先的に指定すべきである。</p> <p>[理由]1. 昨年の農薬取締法改定にともない、農薬のヒトや環境・生態系への影響防止については、一層、規制が厳しくなった。</p> <p>2. 環境・生態系・生物多様性の観点から、水域生物のみならず、陸域生物への影響が懸念される。また、住宅地で使用されることもあるため、化管法により、使用場所ごとの排出量がわかるようにすべきである。</p> <p>3. 環境省の調査では、以下のような農薬が河川に検出されているが、*は化管法指定されていない。</p> <p>農薬残留対策総合調査(河川モニタリング)における農薬成分名と最大検出値(μg/L)</p> <p>・2017年度調査 <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/zanryutaisaku/2017-1.pdf">http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/zanryutaisaku/2017-1.pdf</a></p> <table border="1"> <tr> <td>キノクラミン*(ACN)</td> <td>0.21</td> <td>μg/L</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>クロチアニジン*</td> <td>0.221</td> <td></td> <td>チアマトキサム*</td> <td>0.083</td> </tr> <tr> <td>フェノプカルブ(BPMC)</td> <td>1.7</td> <td></td> <td>フェントエート(PAP)</td> <td>0.026</td> </tr> <tr> <td>ブタクロール</td> <td>0.96</td> <td></td> <td>プレチラクロール</td> <td>6.27</td> </tr> <tr> <td>プロモブチド*</td> <td>15.30</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・2017年度調査 <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/report2/h28/01.pdf">http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/report2/h28/01.pdf</a></p> <table border="1"> <tr> <td>キノクラミン*(ACN)</td> <td>0.18</td> <td></td> <td>シメトリン</td> <td>0.36</td> </tr> <tr> <td>フェントエート(PAP)</td> <td>0.058</td> <td></td> <td>ブタクロール</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td>プレチラクロール</td> <td>4.12</td> <td></td> <td>プロモブチド*</td> <td>10.17</td> </tr> <tr> <td>メフェナセット</td> <td>0.50</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>・2015年度調査 <a href="http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/report2/h27/01.pdf">http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/report2/h27/01.pdf</a></p> <table border="1"> <tr> <td>イミダクロプリド*</td> <td>0.222</td> <td></td> <td>エトフェンブロックス</td> <td>0.0267</td> </tr> <tr> <td>クミルロン</td> <td>2.94</td> <td></td> <td>シメトリン</td> <td>2.58</td> </tr> <tr> <td>ブタクロール</td> <td>2.82</td> <td></td> <td>プレチラクロール</td> <td>6.49</td> </tr> <tr> <td>プロモブチド*</td> <td>24.3</td> <td></td> <td>メフェナセット</td> <td>0.85</td> </tr> </table>	キノクラミン*(ACN)	0.21	μg/L			クロチアニジン*	0.221		チアマトキサム*	0.083	フェノプカルブ(BPMC)	1.7		フェントエート(PAP)	0.026	ブタクロール	0.96		プレチラクロール	6.27	プロモブチド*	15.30				キノクラミン*(ACN)	0.18		シメトリン	0.36	フェントエート(PAP)	0.058		ブタクロール	0.70	プレチラクロール	4.12		プロモブチド*	10.17	メフェナセット	0.50				イミダクロプリド*	0.222		エトフェンブロックス	0.0267	クミルロン	2.94		シメトリン	2.58	ブタクロール	2.82		プレチラクロール	6.49	プロモブチド*	24.3		メフェナセット	0.85	<p>今回の指定化学物質見直しにおいては、農薬につきましては、使用用途が農薬のみの物質も含め引き続き対象物質とすることとしております。指定化学物質の具体的な選定に当たっては、今回の取りまとめの考え方にに基づき、有害性、環境での検出状況、届出排出・移動量、製造量等に鑑みて別途検討されるものと考えています。</p>
キノクラミン*(ACN)	0.21	μg/L																																																																						
クロチアニジン*	0.221		チアマトキサム*	0.083																																																																				
フェノプカルブ(BPMC)	1.7		フェントエート(PAP)	0.026																																																																				
ブタクロール	0.96		プレチラクロール	6.27																																																																				
プロモブチド*	15.30																																																																							
キノクラミン*(ACN)	0.18		シメトリン	0.36																																																																				
フェントエート(PAP)	0.058		ブタクロール	0.70																																																																				
プレチラクロール	4.12		プロモブチド*	10.17																																																																				
メフェナセット	0.50																																																																							
イミダクロプリド*	0.222		エトフェンブロックス	0.0267																																																																				
クミルロン	2.94		シメトリン	2.58																																																																				
ブタクロール	2.82		プレチラクロール	6.49																																																																				
プロモブチド*	24.3		メフェナセット	0.85																																																																				
11	3	(1)	③	7	4	<p>排出量を指標として採用することは、理にかなった見直しと評価できる。化審法の排出係数を活用して推計排出量による選定を行うことに関しては、「化審法の制度のもとでの使用のために設定された係数であることに留意しつつ、本来であれば、化管法としての適切な排出係数を検討することが必要である」とされており、化管法としての排出係数の検討にあたっては、実績と理論に基づく判断が求められる。</p>	<p>いただいた御意見を参考に検討されるものと考えています。</p>																																																																	
12	3	(1)	③	7	4	<p>対象物質選定におけるばく露の指標をこれまでの製造輸入量から排出量へ見直すことは理解はできる。ただし、届出排出量や化審法の排出係数が絶対のものではないので、排出量に係るすそ切り値の設定や適用する排出係数等も今回の提案を絶対のものとするのではなく、継続的な検証と必要に応じた見直しに努めて頂きたい。また、選定方法1と2については、これまでの製造輸入量による評価と今回の排出量による評価の比較を行い、排出量による選定が妥当であることを示して頂くことが必要と考えられる。</p>	<p>排出係数については、化管法としての適切な排出係数の検討を引き続き行うことが必要と考えており、いただいた御意見については今後の検討の参考にさせていただきます。</p>																																																																	

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答	
13	3	(1)	③	8	8	産業廃棄物は廃掃法によって適正に管理・処理されており、最終的に廃棄物処理業者より各PRTR届出対象物質がどの程度排出されるかを把握することは技術的に困難である。また、移動量からの排出量推計方法確立の見通しが立たないまま物質選定基準として移動量を考慮することは、今後の見直しを困難にするだけでなく、データの解釈を困難にする。また、従たるものとして把握するはずであった移動量を考慮することによって、廃棄物量の無理な削減が助長されることが懸念されるため、「移動量の対象から廃棄物への移動量は除外する。」点について追記していただきたい。	p8に記載の通り、移動量からの排出量の推計については、前回回答申時の課題と整理されているものの未だ結果は出ていない状況であり、本来であれば、移動量を物質選定に当たって考慮するためには、移動量からの排出量を勘案することが適当であるものの、移動量からの排出量の推計方法が確立し、廃棄物からの排出量が明らかとなるまでの間については、一定何らかの方法により移動量を勘案することが適当と考えています。
14	3	(1)	④	11	2	指定化学物質の見直しについて、優先評価化学物質は化審法におけるリスク評価段階にある物質であって、その結果によっては一般化学物質と判定される可能性があるものも含まれており、我が国として第二種特定化学物質とする必要性の有無を検討している途上にあるものである。優先評価化学物質をそのまま化管法対象物質としてスライドするのではなく、個別によく精査の上、慎重に検討すべきと考える。	優先評価化学物質については、化審法における一定のリスク評価(スクリーニング評価)の結果、第二種特定化学物質となる可能性があることから、詳細リスク評価を行う優先度合いが高いとされている物質です。加えて、現状、PRTRデータが優先評価化学物質の詳細リスク評価において、第二種特定化学物質とするか、あるいは、一般化学物質とするかを判定する際の重要なデータとなっています。環境保全上の支障を未然に防止する観点から、基本的には、優先評価化学物質については指定対象とすることを想定しています。ただし、一部、混合物など、優先評価化学物質に物質(群)として指定されているものについては、精査を行う必要があるものと考えています。
15	3	(1)	④	11	2	環境保全施策上必要な物質については、確かに本法の主旨からするとその動向を国が把握すべき物質と理解できる。ただ、これらの物質群の具体的な選定[判断]基準が全く明確にされていない。具体的な物質選定に当たっては、まず、その個々の物質群について明確な選定・判断基準を設定した上で実施していただきたい。また、事業者にとって実行可能な物質数となるよう配慮していただきたい。	化管法の法目的である国が環境保全上の支障の未然防止を図るための総合的な対策をとるために環境排出量の把握が必要とされている化学物質を指定対象物質とすることとしております。具体的には、化管法以外の環境法令等において環境中の存在に係る情報収集やリスク評価等を優先的に行うこととされている化審法マトリックスをベースとして選定された化審法の優先評価化学物質や、水環境の保全の観点から設定されている要監視項目、大気環境保全の観点から設定されている優先取組物質等が該当すると考えられます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基本法における環境基準が設定されている物質</li> <li>・化審法における「優先評価化学物質」</li> <li>・水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されている物質</li> <li>・水質に係る「要監視項目」として設定されている物質</li> <li>・有害大気汚染物質のうち「優先取組物質」</li> <li>・化学物質の環境リスク初期評価において情報収集が必要であるとされた物質</li> <li>・化学物質環境実態調査【黒本調査】の対象物質</li> </ul> なお、化管法の指定対象物質については「当該化学物質又はその変化物が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの」又は「当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの」のいずれか(法第2条第2項又は第3項)とされているため、上記に該当する物質のうち環境経由での人又は動植物に対する有害性情報のうち十分な信頼性を有するものが得られる物質を対象とするとしています。

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答	
16	3	(1)	④	11	2	<p>その他の環境保全施策上必要な物質について、対象物質に放射性物質を追加するために、原子炉等規制法等で排出基準が設定されている物質を追加すべきである。理由は、2012年の環境基本法の改正に伴い、放射性物質の除外規定が外され、放射性物質も化学物質として取り扱われることになったことと整合性をとり、環境への有害物質の排出を把握し、事業者による自主管理を促進するためである。</p>	<p>中央環境審議会意見具申「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令の整備について」(平成24年11月30日)において、化管法については法の趣旨や既に炉規法等で放射性物質に係る基準等による規制がなされていることを踏まえ、適用除外規定を削除せず、他法律との関係の整理等を踏まえ判断を行うこととされています。今回の検討においては、化管法の対象とすべき範囲を変更すべきという議論はなく、前回物質見直しと同様に化管法対象物質の候補となりうる化学物質として、「現行化管法対象物質」と、国内外の化学物質に関する関連法令や調査結果に基づき、化管法対象物質として追加される可能性がある候補物質として「各種法令規制物質等」を整理し、作成した母集団を前提として、必要な精査を行うこととしています。</p>
17	3	(2)		11	31	<p>指定化学物質の見直しについて、現在、PRTR届出やSDSの記載事項などに各化学物質に係る政令番号を用いてきており、これが変更となった場合にはシステム改修等に多大な費用と工数が必要となる。今般の見直しでは、政令番号とは別に新たに管理番号を付与することだが、できる限り現在対象となっている化学物質の政令番号はそのまま残し、新たに対象となった化学物質については、現状と重複しない番号を付与することを希望する。また、枝番などが付与される状況となるとシステム管理上煩雑になる場合もあるので留意してほしい。</p>	<p>事業者の負担や利便性等にも配慮しつつ、検討されるものと考えています。</p>
18	3	(2)		11	34	<p>指定化学物質の見直しについて、PRTR届出は4月から翌年3月までの排出量を届け出ることとされており、年度の期中に対象化学物質の変更があると、SDSを提供する必要がある物質とPRTRで把握が必要な物質が異なることとなり、実務に大きな影響が生じることとなる。法令の施行は4月1日が望ましいと考える。</p>	<p>施行時期については、物質見直し等による事業者の対応の必要性を勘案し、検討されるものと考えています。</p>
19	3	(2)		11	34	<p>指定化学物質が見直された場合、SDSの作成やPRTR対象物質の排出量・移動量の把握方法の検討、システム改修など、施行に向けた対応を行うことが必要となる。これらの施行に向けた準備が適切に行えるよう、施行までは十分な期間を設けてほしい。</p>	<p>p11に記載の通り、十分な猶予期間を取ることが適当と考えています。</p>
20	4	(1)		12	2	<p>特別要件施設である廃棄物焼却処理施設に水銀の届出を課すことは自然な流れであるが、一方で、改正大気汚染防止法で水銀の測定義務が課された他の施設(石炭燃焼、非鉄金属精錬、セメント製造)による水銀の大気排出量の届出の必要性はどう考えているか。これらの施設では取扱量の要件に該当しないために水銀の届出がされない施設も多いと思われるが、改正大気汚染防止法による測定の結果に基づく届出を求めていくことが必要ではないか。</p>	<p>化管法では、特別要件施設に該当しない場合、取扱量を把握し、取扱量要件に照らして届出の対象となるかどうかの判断を行う必要があります。届出対象外の排出量については国が推計を行う必要があり、その精度向上のためにも改正大気汚染防止法に基づき測定された結果の活用が適当であると考えています。</p>
21	4	(2)		12	21	<p>多くの事業者では、手作業でPRTR届出データをまとめており、データの精緻さを追求するほど、あるいは届出項目が増えるほど、作業は複雑化しミスが生じやすくなる。届出データの正確性の向上については、法目的に応じた必要十分な正確性の水準を明らかにし、ミスが生じる事業者の届出業務における構造的課題を十分に把握・解析されたうえで検討いただきたい。</p>	<p>PRTR届出データの正確性の向上については、まずは届出後に生じている排出量・移動量の変更の要因を分析した上で、事業者の負担にも配慮しつつ、届出データ正確性向上のために必要な対応の検討が行われるものと考えています。</p>
22	4	(2)		12	21	<p>事業者による排出量・移動量の修正届出が行われる理由には、排出量等の正確性向上を期した見直しによるものも含まれることから、12ページ(2)6行目にある「より適切な把握方法への見直し」という記述については、「排出濃度の測定精度向上や、新たな知見に基づく排出係数の見直しをはじめとする、排出量等の把握に関する正確性の向上を期した見直し」に修正すべきである。また、こうした点については、排出量・移動量の変更の要因解析にあたり、十分考慮されるべきである。</p>	<p>いただいた御意見を受け、「より適切な把握方法への見直し」については、より具体的に適切な表現として、「新たな知見に基づく排出算定手法の見直し」に修正いたします。</p>

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答
23	4	(2)	12	30	「届出データの正確性の確保のために、届出様式の変更や電子届出のさらなる普及促進、電子届出システムにおけるチェック機能の充実等による届け出時の誤りの防止」とあるが、排出、移動量の増減について、一定量の増減(10%または1トン程度)があった場合は、その理由を届出させることを義務化し、公表すべきである。事業者の自主的取組みを評価するためには、削減努力の具体的な内容も報告、公表することにより、事業所周辺住民の理解が促進されると考える。	届出データの正確性の確保の向上のための施策を検討するため、まずは国が届出排出・移動量公表後に生じているその変更の要因解析を行う必要があると考えています。その上で、届出データをより正確にするため、届出データの正確性を客観的に検証するための届出項目の精査等について必要な検討を進めるにあたりいただいた御意見を参考にさせていただきます。
24	4	(2)	12	15	事業者の自主的取組みを評価するためにも、また、届出データの疑義照会を少なくするためにも、届出項目に対象物質の取扱量や製造量を届出項目に追加すべきである。そうすれば、原単位による排出移動量を評価することができ、事業者の自主的取組みの評価が容易になる。また、誤記入についても届出データの点検(取扱量と排出量の比較など)で発見される可能性が高くなると考えられる。そのため、疑義照会の機会も減少すると考えられる。 同様に、排出・移動量の増減があった場合にも、その理由を記入させ、自主的取組みにつなげていくべきである。	届出データの正確性の確保の向上のための施策を検討するため、まずは国が届出排出・移動量公表後に生じているその変更の要因解析を行う必要があると考えています。その上で、届出データをより正確にするため、届出データの正確性を客観的に検証するための届出項目の精査等について必要な検討を進めるにあたりいただいた御意見を参考にさせていただきます。
25	4	(2)	13	1	業種によって、国のマニュアルを参照する場合のほか、業種独自のマニュアルを活用する場合など、その状況は様々であり、それぞれの業種の状況を勘案し、自主性を重視した見直しを促進することが望ましい点を強調したい。	業種別の算出マニュアルの見直しについては、自主性を重視した見直しが行われるよう、国としても促進することが望ましいと考えています。
26	4	(2)	13	8	「化学物質アドバイザーの活用等により届出排出・移動量の重要性や化学物質によるリスクに関する正しい知識の普及も含め、引き続き制度の周知・啓発に努めることが必要である。」について、ファクトシートの充実を図るべきである。PRTR制度の対象物質に関する毒性やリスクについて解説した化学物質ファクトシートは2012年版から更新されておらず、事業者や市民への周知・啓発がなされていないと考える。環境への排出量等経年変化するため、リスクに関する正しい知識の普及のためにも更新する制度設計を行い、化学物質ファクトシートを最新のものにしていくべきである。	御指摘のとおり、化学物質ファクトシートは専門家以外の方にも御理解をいただけるように化学物質の情報を分かりやすくまとめたものであり、リスクコミュニケーションにおいても有用なものであることから、物質の見直しを進め、必要に応じ修正することが必要と考えています。
27	4	(2)	13	13	届出データの公表主体である国や地方自治体は、こうした経年データを活用し、分かりやすく整理・公表することで、広く一般に、事業者の努力を分かりやすく示す方策を検討すべきである。その旨を明確にする観点から、13 ページ 13 行目の記述は、「企業の努力の見える化による自主管理の一層の促進のため、国や地方自治体は、過去の事業所ごとの経年変化などの企業努力を示す分析の必要性やその具体的な方法について検討すべきである」という文言を追記すべきである。	PRTRデータの公表主体は一義的には国が行うこととされていること、事業者努力の見える化については具体的な状況を把握しなければならないことから、御意見を踏まえ、「企業の努力の見える化による自主管理の一層の促進のため、国は、関係者の協力を得て、過去の事業所ごとの経年変化などの企業努力を示す分析の必要性やその具体的な方法について検討すべきである」と修正いたします。
28	4	(3)	13	16	化管法は、あくまで平時における、事業者の自主的な化学物質管理を促すことを目的とする法律であること、他方で、災害時に有害な化学物質が漏洩した際には、他の法令(消防法、毒物及び劇物取締法、大気汚染防止法など)が存在することを、十分考慮する必要がある。法制度上、不必要な重複は極力策避するべきである点を強調したい。 そのうえで、事業者と自治体との間の、自主的なリスクコミュニケーションを一層促進する方策として、取りまとめ(案)にあるように、「平時からの地方公共団体と事業者との情報共有」や、「災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用」などを推進することが期待される。	本取りまとめの内容に賛成する御意見と理解します。

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答
29	4	(3)	13	16	化学物質に係る事故発生時の対応についてはすでに、大防法、水濁法、消防法等、各種の法律においてそれぞれの事故場面に応じた規定が定められている。PRTR制度で届け出るデータは前年の実績であり、翌年、製造・取扱物質・状況に変化があれば、事故発生時の情報としては活用できない。災害に伴う事故時に適切に避難等の指示を行うためには、実際に生じている事実の正確な把握が必須であり、そのためには上記各法の枠組みの中での事故時のモニタリング体制の充実を図るべき。	災害発生時の対応としては、毒劇法や消防法等で個別に対応が措置されているものの、広く公表されているPRTRデータを活用して地方自治体が平時から災害時の対応を検討することはデータの有効利用の観点からも有用と考えます。
30	5	(1)	14	23	廃棄物の処理委託に際し、廃棄物に含まれる化学物質の情報提供については、廃棄物処理法での対応が前提である。そのうえで、廃棄物の処理委託時にSDSの情報を活用して必要な情報を自主的に提供することについては、化学物質を含む廃棄物の性状をよく知る事業者が自ら判断を下すことで、より実効的な対応が可能となると考える。 したがって、14 ページ 19～20 行目の記述については、「廃棄物の処理委託時にSDSの情報を活用して必要な情報を自主的に提供しよう周知することが考えられる」のように、「自主的に」という文言を追記すべきである。	法定された義務ではありませんが、自主的に提供している事業者もあることから、御意見のとおりに修正いたします。
31	6		14	36	事業者の努力の見える化や排出量等の減少に係る評価方法についてはリスク評価の観点を踏まえた検討が必要とする考え方に同意する。排出量はここ数年横這いであっても、企業は費用対効果の小さな案件に対しても真摯に向き合っていることにも言及いただきたい。 さらに今後はリスクベースの考えを強調し、効率的で実効性のある集中的な対応が望まれると考える。 事業者による実効性を評価するため、排出量全体をきちんと把握する仕組みと排出量削減により低減が期待されるリスクについて科学的、定量的な解析も必要と考える。 次に、事業者の努力の見える化について、移動量は横ばいと指摘されているが、当該移動量は主に発生量であり、産廃のゼロエミッション活動は反映されていない。このような改善事例についても公表いただきたいとともに産廃発生量削減と産廃の資源有効利用率向上のバランスに対する今後の考え方について示していただきたい。 また、国は移動された物質の処理等に係る排出量を推測し、全体の排出量をきちんと把握し、各物質のリスク評価に繋げることも大切な視点ではないかと考える。	事業者の努力の見える化や排出量等の減少に係る評価方法の検討においては、いただいた御意見も参考にして進めるべきと考えています。
32	6		14	36	「事業者の努力の見える化や排出量等の減少に係る評価方法についてはリスク評価の観点を踏まえた検討が必要である」について、製造原単位による排出量等の評価を実施していくべきである。なぜなら、事業者の削減努力を評価する方法として、製造原単位による排出量という指標は有効だと考えられるためである。	御指摘の点については、排出量等の減少に係る評価方法の検討において参考とさせていただきます。

No	章	節	頁	行	意見の概要	回答
33	6		15	9	「災害に関する既存のPRTR情報の活用及び情報共有に関しては、今回の見直しを踏まえて一層の対応を推進することが考えられる。」について、災害時の事業者の緊急時対応計画について、周辺住民への周知を加えるべきである。災害時の対応のために情報共有が必要であることは言うまでもない。災害時に被害を受けるのは事業者だけでなく、周辺住民であり、自治体が緊急時対応計画を把握するとともに、住民にも平時から災害時のリスクを周知しておけば、災害が起きた時に、混乱を少なくし、被害を最小化することに結びつくと考えられるためである。	災害に関する既存のPRTR情報の活用及び情報共有に関しては、地方公共団体の災害への対応措置を強化する観点から、化管法の位置づけ・趣旨にも配慮しつつ、災害対応を見据えた届出排出・移動量のより一層の活用に向けた検討を引き続き深めるとともに、地方公共団体による届出排出・移動量の有効活用や事業者の自主的な情報共有の取組を促進することが考えられます。好事例を全国に展開する観点から、災害の発生の恐れが高まっている状況であることを勘案すると、まずは平時における災害による被害の防止に係る取組の推進を図るとともに、平時からの地方公共団体と事業者との情報共有や、災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用及び必要に応じた事業者への確認など、必要な情報共有を一層促す方が有用であることから、これらの取組を化学物質管理指針に位置づけて一層促すことが必要です。いただいた御意見は検討に際し参考とさせていただきます。
34	6		15	18	対象物質の大幅な見直しは、5年後ではなく、それ以降の見直しの際に行う方が望ましいのではないかと。理由は、排出量等のデータを活用する上では、中長期的なトレンドを把握することが望ましく、そのためには5年ごとに対象物質が入れ替わるのはあまり適切ではないのではないかと。加えて、対象物質の入れ替えは事業者(労働者)に大きな負担を強いられるため、短いサイクルでの変更は好むところではないため。	いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。物質の見直しのタイミングにつきましては、法令見直し期間として定められている5年を基本とし、化学物質の製造・使用の動向に留意しつつ、事業者の負担や実行可能性を考慮し行うことが必要と考えています。
35	6		15	18	関係者へのPRTR制度の周知やリスクの理解に関して、事業者や地方自治体がPRTR制度のリスクコミュニケーションを周辺住民とどのように取り組んでいるのか、現状把握を調査し、周辺住民の理解力の向上につなげていくべきである。 また、市民の化学物質管理や環境リスクに関する理解力を向上させるためには、PRTR制度で提供されている情報が排出・移動量のみなので、リスク評価に関する情報提供を加味し、地域の環境リスクを把握し、理解につなげていくような情報提供のあり方を検討する取り組みも課題である。	NGO・NPO、地方自治体におけるリスクコミュニケーションの事例については市民ガイドブックにおいて事例が紹介されていると承知しています。国はこれらの取組を一層推進していくとともに、いただいた御意見を参考にさらなる方策を検討することが適当であると考えています。
36	6		15	22	今までは製造輸入量で排出量の指標としてきたが、今後は排出量を指標とする点は賛成する。一方、特定化学物質の排出量の削減量がここ数年横這いだが、新たな規制を加えることは全く考えず、あくまで自主性に頼り、「化学物質管理に関する適正な理解に資するセミナー(キャラバン)の実施、化学物質管理に関し専門的知見を有する人材の育成や化学物質アドバイザーの更なる活用も含め制度や好事例の周知等」で削減をしようとしているが、そのような手段では削減効果が限られるのではないかと。新たな規制が必要な段階に来ているのではないかと。また、今回は引き続き農業も管理対象として残されたが、それを外そうという意見があったからといって、今後対象から外すこともあるような表現がされているが、農業の存在自体がなくなる限り限り管理対象から外してはいけないカテゴリと考える。	化管法の目的は、PRTR制度及びSDS制度を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することです。届出排出量の減少については一定の効果を生んできたと考えられる一方、ここ数年の届出排出量が横ばいになっており、化学物質管理に関する適正な理解に資するセミナー(キャラバン)、人材育成、化学物質アドバイザー等の取組により一層促進することが必要と考えているものです。環境リスクの懸念の高い物質の排出削減について、目標値を定めて削減する必要があるれば、別途、関係する法律により規制等がなされるべきと考えています。農業の取扱いに係る御意見につきましては、今後の検討の参考にさせていただきます。
37					今般の見直しにおいては、化学物質管理に係る各種法令について、各々の趣旨・目的に照らし、制度の重複を避けつつ、リスクベースの評価手法を採用する化審法との統一性の確保等を図るとともに、事業者の自主的な管理の一層の促進に資するよう、対象化学物質の排出量等の把握、届出・報告の主体となる事業者の立場を十分に考慮することが適当である。実効的かつ効率的に化学物質を管理するには、様々な化学物質を取り扱い、その性状や取扱い方法をよく知る事業者が、事業の実態に即して自ら創意工夫し、柔軟な対応を可能とすることが重要と考える。	御指摘のとおり、化学物質の効果的・効率的な管理を行うに当たっては、事業の実態に即した自主的管理を促進することが重要と考えており、化管法の趣旨である事業者における化学物質の自主管理の促進が一層図られるよう、化審法との整合性にも配慮しつつ、取り組まれるものと考えています。